

令和8年2月4日

旭川市長 今 津 寛 介 様

旭川市廃棄物減量等推進審議会
会長 角 一 典



手数料の見直し案について（答申）

令和7年11月25日付け旭環第430号で諮問されたし尿・家庭ごみ処理等に係る手数料の見直し案について、3回の審議会を開催し、コスト算定や受益者負担の考え方を踏まえ慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答申書

令和 8 年 2 月 4 日

旭川市廃棄物減量等推進審議会

1 新料金案について

廃棄物の排出者が排出量に応じて処理コストを負担することは、公平性を担保する観点から適正であり、処理コストが上昇している現在の状況を考慮すると、し尿・家庭ごみ処理等に係る手数料を改定することは妥当と考える。

燃やせるごみ、燃やせないごみについては、有料化導入時の平成16年度実績と比較すると、ごみの減量・資源化が進み、ごみの処理量は減少しているものの、労務単価や燃料費の上昇等により全体的な処理コストは上昇している。また粗大ごみ・し尿処理についても、人口減少等に伴い処理量は減少傾向にあるものの、同様に労務単価や燃料費の上昇等により、全体的な処理コストは上昇しており、いずれも処理量と比例した減少率とならないことから、「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針に基づくコスト算定結果では、コストに対し現行手数料により排出者が負担する割合が低下している。

こうした状況を踏まえ、燃やせるごみ、燃やせないごみ処理手数料については、有料化導入時に市民の負担割合を経費の3分の1としたことを踏襲し、道内主要都市の料金水準などを参考に新料金案が算定されていること、道内主要都市の負担割合に関する調査結果から本市の負担割合は妥当な水準と考えられること、また、粗大ごみやし尿処理手数料も含め受益者負担が急激に上昇した場合には激変緩和のため改定前料金の1.5倍を上限としたうえで算定していることから、これらの手数料を新料金案（別表）の額に改定することは妥当と考える。

なお、審議の過程で出されたごみ処理経費等に関する意見を踏まえ、今後、廃棄物処理施策の推進に当たり以下の点に留意されたい。

- ・ 処理手数料が無料である容器包装などの資源物を排出する際に、燃やせるごみ、燃やせないごみが混入して排出される事例が散見されており、手数料の改定によってこのような事例が増えることが懸念されるため、対応策が必要である
- ・ ごみステーション数が増える一方でごみの量が減っている現状を踏まえ、ごみ処理経費を削減する検討を進めること
- ・ ごみの収集運搬事業者的人材確保に必要な委託料を確保するなど、持続可能な収集運搬体制を構築して、市民生活に影響が出ないようにすること
- ・ 手数料の値上げをさらなるごみ減量のきっかけにするとよい

2 減免制度の在り方を今後検討するものについて

生活保護世帯に対するし尿処理手数料、ごみ処理手数料（燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ）、ごみ埋立処分手数料の減免については、これらの経費が生活保護世帯に支給される生活扶助に含まれると考えられていることや、負担の公平性、他市の減免の状況などを勘案しながら、制度の在り方について今後検討を進めることは妥当である。

別 表

項目			現行料金	新料金	(改定額)	改定率			
し尿処理手数料	仮設トイレ以外		450円	670円	(+ 220円)	1.49倍			
	仮設トイレ	550リットル未満	600円		(+ 300円)	1.50倍			
		550リットル以上	450円	一律 900円	-	-			
		加算する額 収集1回につき	1,500円						
ごみ処理手数料	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。		(1) 5リットル用	10円	15円	(+ 5円)	1.50倍		
			(2) 10リットル用	20円	30円	(+ 10円)	1.50倍		
			(3) 20リットル用	40円	60円	(+ 20円)	1.50倍		
			(4) 30リットル用	60円	90円	(+ 30円)	1.50倍		
			(5) 40リットル用	80円	120円	(+ 40円)	1.50倍		
			規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては、規則で定める1単位につき	80円	120円	(+ 40円)	1.50倍		
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。		300円	450円	(+ 150円)	1.50倍			
			650円	970円	(+ 320円)	1.49倍			
	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。		2,800円	2,800円	(+ 0円)	1.00倍			
ごみ埋立処分手数料 (一般廃棄物を処分するとき。)			10キログラムまでごとに	156円	234円	(+ 78円)	1.50倍		
ごみ焼却処分手数料 (事業系一般廃棄物を処分するとき。)			10キログラムまでごとに	83円	111円	(+ 28円)	1.34倍		